

大和市市民活動に関する協働ルール検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動と行政との協働(以下「協働」という。)の方針、仕組み等を検討するために設置する大和市市民活動に関する協働ルール検討会議(以下「検討会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 協働の基本方針に関すること
- (2) 協働の推進方策に関すること
- (3) (仮称)市民活動推進条例を基本とした協働の仕組みに関すること

(委員)

第3条 検討会議は、委員14名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民活動関係者及び公募に応募した市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条の提言を行う日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が召集し、座長は会議の議長となる。

- 2 検討会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 検討会議の会議は、原則として公開とし、希望者は会議を傍聴することができるものとする。

2 会議の傍聴者には、会議資料を提供するものとする。

3 会議開催の事前公表及び議事録の公開は、市民活動主管課において行うものとする。

(部会)

第 7 条 検討会議は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、市民活動主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 1 月 30 日から施行する。

2 この要綱は、第 2 条の提言を行った日限り、その効力を失う。

3 第 6 条の規定は、(仮称) 大和市審議会等の公開に関する要綱の施行された日限り、その効力を失う。